

放射線検査等に関する海外動向
(ブラッセル事務所調査速報)

2011年4月11日

オランダの食品・消費者安全庁(nVWA)から入手した情報のポイント以下のとおりです。
なお、蘭海事関係者によれば、ロッテルダム港に入る貨物の約7割がドイツ向けであるため、独の圧力で蘭が洪々実施するものとの話しもあるとのこと。

1. 検査の方法

日本からの船舶については、港内でのスクリーニングに加え次の2つを検討。

- (1)「洋上検査」=船社の責任で入港前に船体を検査。
- (2)「岸壁検査」=ターミナル会社の責任で、着岸後、荷揚げ前に貨物を検査。

2. 基準値

現在のところ0.5 μ Sv/h(船体及び貨物に共通)。蘭公衆衛生・環境研究所(RIVM)とともに策定。他方、この数値はEUにおける食品に対する上限値を日本に連動させる動きもあることから変動的であり、さらに厳しい値となる可能性が高い。

3. 検査対象

検査する会社の責任において決定。

4. 評価

最初の5隻について検査を実施。その結果を受けて検査体制を緩和するか否か検討。

5. その他

- (1)震災後に日本を出港した船舶が最初にロッテルダム港に入港するのは、4月14日(木)。
- (2)検査の実施に係るプロトコル(蘭語)は、4月9日にnVWAのホームページに掲載予定。
- (3)これまで航空機の貨物検査を実施しているが、荷卸し等が拒否された例はない。

以上